

紫式部本名藤原香子説への再吟味

岡 一 男

角田文衛氏の「紫式部の本名」が昭和38年7月に『古代文化』
第十一巻に発表されると、早速ジャーナリズムで喧伝され、いかに
公衆が『源氏物語』の作者に関心が強いかを示したが、一方学界
では氏の論証の精緻さに敬意を表しつつも、その推論の過程と結
論については疑惑があり、山中裕氏や今井源衛氏らの批判の対象
とされた。それに氏は私の紫式部寛弘二年十二月二十九日夜官仕
説^{拙著『源氏物語の基礎的研究』}によっておられるので、寛弘三・四年
宮仕論者やまた寛弘元年官仕説を主張する学者からは黙殺される
のも無理はない。それらの諸説についてはあとで批判することに
して、私としては角田氏が右の論文に私見を精確に要約しておら
れるのに感謝しつつ、仮にこれを読者も容認されんことをお願い
しておいて、角田氏の論証のあとを追思索してみたいと思うので
ある。

まず、角田氏は『権記』寛弘二年十二月廿八日の条に目をとめ
られる。そこには、

廿八日壬寅參衙、結政、申文史一人、有不与状三通也、着
庁、日上右金吾、參内、有内文、駒牽也、於西門北廊取御

馬、雨饑、源中納言為日土、立野別牧、仍不同列畢、依右府
御消息、納言清伏座、^{見不明}見參典代忠義流佐渡官符、參御所令奏
事由、下官就結政所、行請印事、時子也。亦婦參中宮御仏
名、東宮御仏名、婦宅。

とある。その「下官就^よ結政所^よ、行^つ請印事^つ、時子也^つ」をとらえ
て、この請印の事は、明二十九日彰子中宮に出仕することになっ
た紫式部を従五位下に叙する位記に内印（天皇御璽）を捺し、内
侍所から使に來た女史文屋時子に渡したと解し、それは式部を命
婦として中宮に仕えさせるためだったと主張されたのである。そ
れにたいして私は、紫式部や清少納言や和泉式部は宮の女房であ
って、内侍所の女官の管掌する命婦ではないという説を屢々発表
したが、氏の容るところとはならなかった。ついで山中裕氏は
『日本歴史』^{昭和40年}二月号に「紫式部伝記考」を発表し、角田氏の叙上
の説にたいして、『権記』の右の記事では当日女叙位があったと
は見えられず、他の記録にも所見がない、「行^つ請印事^つ」は同日
条の他の政事のための請印と考えられるし、「時子也^つ」も「とき、
ねなり」とよみ、すぐあとの「亦婦^つ參^つ中宮御仏名、東宮御仏

名「帰宅」にかかる説明だとされた。ただし、御仏名は夜半におこなわれる行事だからである。なお、私はそれに「行請印事」は、そのすぐ上の「依、右府御消息、納言着、仗座、見上参典代忠義流、佐渡、官符、参、御所、令、奏、事由」につづくから、大宰典代長岑忠義を佐渡に流すについての官符をば陣座で議定し、その次第を天皇の御座所に参つて奏上せしむるとともに、自分は外記庁に赴き、結政所で請印の事を行なったというのだから、これは位記請印ではなく、結政請印だとわかる。なお、長岑忠義の件は、寛弘元年の十二月十八日に右大臣顯光の手許にその過状が呈出されておこり、「位記」二年十一月十五日には罪名勘文が陣議されている。「御書問、それがこの十二月二十八日の流罪官符の請印で落着したことも「權記」は告げているのである。従って「時子也」は、山中氏のよみが正しいと思われる。——行成が「時子也」と記してくれさえすればよかったのだが。しかし、またこういう請印の行事に關与する者の官名・姓をあげずして、ただ名だけを書いた例はない。(もちろん、承前の場合にはなきを保しえないが。一方、廻の字を時に換えた例はある)従つてそれが角田氏のいうごとくば、「女史時也」とか、せめて「文屋時子也」とか、「博士命婦時也」とかありたいところである。

もう一つ角田氏が前記の「權記」の文を強解されたと思われるのは、「参内、有、内文」の内文を内文の案、つまり「内案」の誤りと解し、午前中の外記庁の結政の結果をご報告するため参内したら、藏人頭が自分に内案を渡したという意だとされた、この内案は結政所で御墨が捺されて、はじめて内文となるのである

が、内侍所の女史が結政所に受け取りに来ているから、位記の内案と解されたのである。それは『西宮記』(卷一)に「請印了、奉御前上座位記以近衛指通」とあるから、これは天皇のご在所(東三条院)と外記庁が距つていた当時、内文を結政所から受け取る使者についても適用されるだろうとされた。しかし、『西宮記』の同条は、請印のおわつた位記は、御前に奉られ、それから内侍がわかち、それを女史が使となつた本人にとどけるのである。上臈の場合は近衛の將が遣わされるのだから、今の場合は従五位下だろうという判断は正しいが、勅授の位記を奏覽せずして女史が結政所に取りに来るのがおかしいのである。これは藏人が取りに来、天皇にお目にかけてのち、内侍から女史が受けとつて本人にわたすべきで、急を要するなら、行成が内裏でその手続きをして来るであろう。しかし、紫式部は天皇に仕える女官ではなく、中宮に仕える女房で、従五位下の爵はいらないのである。いるのは天皇の側近にお仕える女房たちで、『枕草子』七にあるように、「うへにさぶらふ御猫は、かうぶり賜はりて、命婦のおもとしていとをかしければ云云」というふうな、人間ならぬ猫でさえ天皇が親昵されるには、「爵」を要したのである。男でも天皇の御前に奉仕するものは、「大夫」、すなわち従五位下以上の有位者となつていた。藏人はもちろん別であるが。

いったい、命婦というのは、令制では五位以上の婦人で朝参する者を内命婦といい、五位以上の官人の妻を外命婦といった。なお、『彈正式』に、車馬従者、親王及び左右大臣十四人、妃二十二人、夫人二十二人、嬪十八人、内親王二十一人なのに、内命婦の

一位は十八人、五位八人となっている。また、外命婦は夫の従數に從うという規定である。また、令制では、命婦は官人でも内親王・女王などとならぶべき身分のもので、後宮十二司の、たとえば内侍司の女官とはちがうのである。この司では、尚侍二人、典侍四人（のちに六人）、女孺一百人となっており、尚侍は常侍奏請・宣伝、女孺を檢校し、兼ねて内外命婦の朝参を知り、及び禁内の礼式の事に供奉することを掌るとあり、典侍は掌ることは尚侍に同じ、唯だ奏請宣伝することを得ない、若し尚侍なくば奏請宣伝することができない。掌侍も掌ること典侍に同じだが、唯だ奏請宣伝することをえない。女孺は諸氏別に買せしめられた女だが、その氏名の者でなくとも、自ら進んで仕えんと欲する者は聽される。それから前述の女史はこの女孺の任に堪えた者から採用するといふのである。しかし、令制がくずれて来ると、尚侍は天皇・東宮などの妃のごとくなり、典侍が奏請宣伝をすることになり、また典侍にことがあると、掌侍がそれをし、やがて天皇に奏請したり、宣旨を伝えたりすることがふつうに任務になつて来る。これは天皇の公私のご生活が繁忙になつて来たからである。そして祭使など、命婦が掌侍に代つて出で立つことがあるようになる。また、撰閤時代になると、内侍所（賢所）の奉仕が彼女らの重要任務となつて来るが、その結果、命婦が掌侍の下役のごとく見られることもおこつた。しかし、また掌侍は六位のこともあるが、命婦は五位以上であるから、位階は高いことが多い。が、いずれにせよ、命婦は朝参が本務で、后妃や内親王に仕えているのは、天皇から命ぜられてゐるか、院・宮・撰閤・大臣家などの女

房の主家からとくに奏請して任命されたものである。それについては、のちにまたくわしく考へてみるが、院・宮・諸家に兼任したり、またはこれらの院・宮・諸家の女房の命婦以上に推叙された者は、天皇の前に参り、ご親昵を賜わつたり、朝儀に参じたりしうるが、紫式部や清少納言や和泉式部などは純然たる后宮の侍女で、后宮が朝儀に参ぜられる際も、ただそれに供奉申しあげ、ご身辺のことに奉仕するにすぎない。それに彼女らは夫や父兄の官位によつて待遇されているから、典侍・掌侍・命婦らと同格に尊敬されており、ときには主たる院・后・大臣などにかわつて人に應對もするから、典侍らよりも高い位地や態度を持つことも可能であつた。そこに彼女らの在野性があつたのである。従つて『権記』の問題の条の内文は、位記とは見られないのである。

しかし、それでは「参内、有内文」の「有内文」ははたして何ういう意味かといふと、『権記』の寛弘元年三月七日の条の「有内文。左衛門督、左大弁。」と、『御堂関白記』同日条の「参候上達部右大臣光顯・内大臣季春・春宮大夫綱道・左衛門督任・源中納言俊・左大弁忠・右大弁成・大蔵卿光正也、有内文事」云云。左衛門行之」と対照してみるとよい。これは諸国申請の条の事、季御説経僧名、受領功過等を定め、諸寺別当を補任するための内文である。そうすると、問題の寛弘二年十二月廿八日の条の「参内、有内文」の内文も内案ではなく、「内文事」の意であることがわらう。それは本日の結政に関する内文についての議定で、それ故に右大弁の行成が参内したのである。ところが、そのあとで、駒引があり、西門北廊で御馬を受け取つたのであるが、

武藏国の立野の勅旨牧の馬と同国の他の牧の馬とを同列にするかどうかについて、源中納言を座長にして陣議をし、結局前例どおり同列にしないことにした。そこへ右大臣から書状があったので、大宰典代為義を佐渡に流す官符について議定し、天皇のご裁可をうるとともに、結政所にもどり請印のことを行ったというのだから、この請印は別の結政請印で、位記請印でなかったことがわかる。

しかし、この請印が紫式部叙爵の事でなかったといっても、紫式部寛弘二年宮仕説が破れるものではない。山中裕氏はこれにも懐疑的だが、だといって三年説、四年説を根拠づける新しい論証は呈出されていない。否、それより最近中野幸一氏によって寛弘元年宮仕説さえ主張されている。「紫式部日記における二三の新説の要 点は、『紫式部日記』寛弘六年正月の条に「正月一日坎日なりければ、若宮の御載餅いんたぎもちのごと停まりぬ。三日ぞまうのぼらせ給ふ。」とある記事をとらえて、諸注にいうごとく同年の元日は坎日ではないのに、どうしてそういう間違いをしでかしたかという点、多分紫式部が宮仕中にかけてそれを経験したのであろう、そうすると、それは曆学上寛弘三年元且しかない、その日、多分定子皇后出生の第一皇子敦康親王の載餅が行なわれることになっていたので、坎日で延期されたのであろう、その体験が無意識下にあって、『紫式部日記』の寛弘六年元日の条のまちがいをおきおこしたのだから、ところが紫式部が宮仕えしたと推定される寛弘二年の十二月は小の月で、二十九日大晦日の追儺の夜で、初宮仕えにはあわただしいし、寛弘五年十二月二十九日の初宮仕追想記の中にも、そのことが見えていないので、彼女は寛弘元年十二月

(大)の廿九日に宮仕えたのだからというのである。面白い考えではあるが、『紫式部日記』寛弘五年九月十一日の条に、「いま一座にゐたる人々、大納言の君・小少將の君・宮の内侍・弁の内侍・中務の君・大輔の命婦、大式部のおもと(殿の宣旨)、いと年経たる人々のかぎりにて、心を惑はしたるけしきども、いとことわりなるに、まだ見たてまつり馴るほどなけれど、たぐひなくいみじと心ひとつに覚ゆ。」とあるが、そのうち大納言の君は、中野氏もいわれるように、『榮花物語』「初花」の寛弘元年二月の条に、この頃中宮に出仕し、道長の寵愛をうけるようになったとあるから、紫式部がその年の十二月二十九日出仕したとすると、大納言の君を「いと年経たる人々」の中に入れるのはおかしくなるのである。その非難は私の寛弘二年説にさえあるのだから、同年ではまして無理であらう。

しかし、中野氏の発見されたように、寛弘二年十二月二十九日が晦日の夜だとすると、中宮がこの夜紫式部をしいて召されたのは、内裏(といつて東三条院だが)の追儺を見物させるためではないか。『源氏物語』「幻」の巻の追儺の描写が生き／＼しているのは、この時の印象かと思う。そして翌日の元日は坎日だから返出せず、そのまま中宮の御殿にとどまり年頭の諸儀を拝観したのであろう。それとともに敦康親王の載餅が坎日で延期されたのが強く頭に残り、寛弘六年元日の回想記に、何かの事情で中宮の第一皇子の敦康親王の載餅が遅れたのを記憶の錯綜で誤記したのであろう。こう見ると、日記及び歌集における尾張兼時にたいする記載や、伊勢大輔の宮仕えの年代や寛弘五年十一月二十一日の五

節舞姫の御前の試みの日のことを「寅の日の朝、殿上人参る。つねのことなれど、月頃に里びにけるにや、若人たちの珍らしと思へるけしきなり」とか、「若宮おはしませば、うちまきののしる、つねに異なる心地す」とかあるのは、どうしても紫式部が寛弘三・四年の五節の儀を見ていた上の所感の思われるほかに、もう一つ有力な寛弘二年宮仕説の証拠をあげられたというべきであろう。そうして、角田氏の疑問とされた、何故にあわたたしい歳暮の十二月廿九日に宮に参りそめたかの疑問も晴れるのである。次に角田氏は、「御堂関白記」寛弘五年四月十三日条の、中宮御産のために土御門殿と退出の記事に見える、

……内女方候御共十一人、絹給十疋、綾二疋、典侍三人絹八疋、綾二疋、命婦絹五疋、掌侍絹六疋。

の、内女方を道長の家の女房とする解釈も、今井源衛氏の「紫式部本名香子説を疑う」『國語文』昭和40年1月号34巻号で、内裏女房、すなわち上の女房の意味だと、多くの用語例をあげて否定しておられる。ただ典侍・命婦・掌侍の人数と賜物の種類と員数に重複・矛盾があるので、今井氏は一応内の女房十一人のほかに、「紫式部日記」寛弘五年十月十六日一条天皇土御門殿行幸条の「かねてより、上の女房、宮にかけてさぶらふ五人は、まいりつとひてさぶらふ。内侍二人、命婦二人、御まかなひの人ひとり」によると、掌侍・命婦級で、内裏・中宮双方兼務の女官もいるから、それが供奉して、前掲の『御堂関白記』の記事に見る重複・矛盾の綱を呈したのだろうと主張された。私は内の女房の解釈は今井説に従うが、典侍三人以下は、御供十一人の内訳と見る角田説が正しいと思う。

それは、「上の女房・宮にかけてさぶらふ五人」も、「内女方」だからである。ただ賜禄にさいして、中宮兼務の女官もいることだから、公的な賜禄のほかに、道長の方から絹九疋を加えて贈ったのである。なお、前掲『紫式部日記』のなかの「御まかなひの人ひとり」は、下文に「御まかなひは橋の三位」とあるから、「典侍三人」の中の一人である。禄は典侍・命婦・掌侍の位階と職階によって段階があるようだから、典侍の最高位者に綾一疋と絹三疋をあたえ、次位に綾一疋と絹二疋、第三位に絹三疋を贈ったとすると、「典侍三人、絹八疋、綾二疋」となる。次に「命婦絹五疋」は一疋ずつとすると、命婦の数は五人となる。従って掌侍は三人で、絹二疋ずつで六疋となり、「御共十一人」の数にあらう。ただ絹だけは、九疋多くなっているが、それは典侍に一人、命婦・掌侍に四人の中宮兼務の女官が加わっていたとすると、職階ごとに三疋ずつ私に加禄したのではないかと想像される。公禄の方は典侍に絹二疋・綾二疋、命婦・掌侍に絹八疋を賜ったのであらう。中宮兼務の女官数、命婦・掌侍の各数は不明であるから、右の仮定は蓋然性の多い一例をあげただけであるので、この方式で他の仮定もできるかも知れないが、本文の意味はこう解すべきであると思う。従って角田氏が当日供奉の中宮付の女房の上臈を、典侍三名、掌侍六名、命婦五名とされたのは、明らかにあまりである。

ところで、『紫式部日記』寛弘五年十一月十七日の中宮が内裏に遷啓される際の記事に、

御輿には宮の宣旨、糸毛の御車に殿の上臈、少輔乳母若宮抱

き率りて乗る。大納言⁽³⁾、宰相の君、黄金^{こがね}づくり⁽⁴⁾に、つぎの車に
少少將・宮の内侍、つぎに馬の中將と乗りたるを、わろき人と
乗りたりと思ひたりしこそ、あなごことしと、いとどかかる
有様むつかしう思ひ侍りし⁽⁶⁾。殿司⁽⁷⁾の侍従の君・弁の内侍、
つぎに左衛門の内侍、殿の宣旨式部とまでは、次第知りて、⁽⁸⁾
つぎつぎは例の心々にて乗りける。

とあるのは、角田氏の言われるように、紫式部の中宮の女房とし
ての位次を示す重大な文献であるが、殿の宣旨の式部は土御門殿
の女房だから別にすると、①宮の宣旨②大納言③宰相④少少將⑤
宮の内侍⑥馬の中將⑦紫式部⑧殿司の侍従⑨弁内侍⑩左衛門内侍
が、その序列で、最後の左衛門内侍が掌侍であるから、これら十
名の女房は、あきらかに典侍と掌侍であつたと言われるが、山中
裕氏も疑つておられるように、大納言の君や宰相の君や少少將の
君が当時典侍・掌侍であつたという確証はない。①の宮の宣旨も
典侍であつたか、どうかは分らない。⑥馬の中將、また然りであ
る。この函簿が官位順だとすると、馬の中將が紫式部と同車した
のを、「わろき人と乗りたり」と思うはずがない。それに左衛門
内侍は古參の内裏女房であるから、この歴名表は宮中席次ではな
く、中宮の女房としての序列を示すものである。馬の中將が紫式
部と同車して不機嫌を示したのは、前者が道長の高松殿腹の頼宗
の乳母か何かであつたのに対して、後者が鷹司殿及びその子女に
親近していたからであらう。

なお、角田氏のおけておられる『権記』長保元年七月廿一日の
条には、

早朝參内、以^二交易絹^一、文^二配女房^一、三位六疋、民部・大輔・衛
門・宮内各五疋^{以上御乳進}、兵衛・右近・源掌侍・親負掌侍・
前掌侍・少將掌侍・馬・左京・侍従・右京・駿河・武藏・左衛
門・左近・少納言・少輔・内膳・今、十九人各四疋、中務、右
近各三疋、女史命婦二疋、得選二人各二疋、上刀自一人一疋。
とあるが、これで見ると、当時内裏女房として、典侍三人、乳母
四人、掌侍六人(源掌侍・親負掌侍・前掌侍・少將掌侍の前にあ
る進・兵衛・右近ら三人も、掌侍だつたと思われる。進・兵衛の
内侍は『大鏡』に、右近内侍は『枕草子』に見える)、前掌侍一
人、馬以下十二名は、馬・左京らが『枕草子』に命婦と見えるか
ら命婦だつたと思う。今は新參の命婦の意であらう。中務・右近
らも命婦だと思われるが、賜録に差があるのは、位階の上下か、
上日の多少であらう。その次の女史命婦は、いわゆる博士の命婦
で女孺出身だから、また禄が一段下つた。これで大体一条天皇時
代の宮廷の掌侍の数が約六名であつたことが知られよう。

そうすると、寛弘五年十一月中宮の内裏遷啓に供奉した小少將
以下女房七名がすべて掌侍だつたとは思われない。恐らく小少
將・馬中將・殿司の侍従(赤染衛門などの女房名を参考すると、
主殿頭の女で、侍従の妻か何かであつたらう)らは内侍ではな
く、宮・弁・左衛門の三人だけが掌侍であつたらう。従つて紫式
部以外の女房の名がわかつて、紫式部が掌侍で、本名香子だつ
たとは限らぬ。そこで、角田氏がその立論の根拠とされる『御堂
関白記』寛弘四年正月二十九日の条に、「……有^二掌侍召^一、以^二藤
香子^一、可^レ被^レ任者」と、『権記』同年二月五日条に「五日壬申參

内、源中納言召、中務少輔孝明、給、女官除目、去廿九日任掌侍、藤原香子とのを比照して、これは紫式部が掌侍に任せられたことを告げるので、彼女の本名は藤原香子だと申されても、それには既述の寛弘五年十一月の中宮に供奉した女官に掌侍が七人いたこと、更にこの七名の掌侍以外に掌侍はいなかったということをも前提としておられるのであるから従えぬ。なお、『御堂関白記』同月十七日条には「參中宮太内給、御興、岩若宮金造御車、……御車母（御乳母）」とあるが、今井氏の注意のごとく、これは後者の方が正しく、日記の方は紫式部の記憶ちがいであろう。大納言と宰相の君を黄金造の車にまらがつて乗せたところに、式部の眼に彼女らがいかに尊貴に見えたかがわかるけれども、同時に乗車順はそう嚴重にはきまっています、第三兩以下の牛車ともなれば、当日の行事の私意も入り、ともすれば女房から文句が出、いわゆる車争いがおこるので、曾沢大吉氏らの『紫式部日記新釈』にも引いているように、『榮花物語』「初花」同日条に「女房の車きしろひもありけれど、『例のことなり、聞き入れぬものなり』と宣はせて、殿は聞しめし消ちつ」とある。馬の中將と紫式部とさすがに車争いはしなかったが、両者の胸中にただならぬものがあつたことはよくわかる。それで二人が掌侍であつたら、官位順によるだろうから、こんないやな事態にはならなかつたと思われる。従つて当日内裏女房、とくに掌侍が全員この遷啓に参加したと思われず、内裏でお迎えするために待機していた掌侍もあつたらう。そうみると、今井氏・山中氏もいうように藤原香子が必ずこの遷啓に供奉したとは言えなくなる。「初花」の同日条によると、この

乗車順は道長がきめたようであるが、寛弘四年正月二十八日の掌侍召には、道長は翌日伝聞しただけで関与していないようなのは、今井氏のいわれるように、彼が二十二日以来、女叙位や、除目について細心に指図して来たのから推すと、非常に變で、それは、彼女が紫式部ではなかつたからだという、今井氏の論証は正鵠を射ていると思う。

それから紫式部が香子である証として、角田氏は、益田勝実氏の発見された『大日本史料』所収の「東宮御元服部類記」の記事によつて、後に東宮敦良親王（後朱雀天皇）の御乳母となり、寛仁三年八月頃も生榮していたことを説かれたのであるが、今井源衛氏は、『日本文学』一九六五年6月号において、これを破しておられる。すなわち、紫式部は『小右記』長和二年五月廿五日条を中心に、赤木志津子氏が示唆された『小右記』のこの前後に出て来る実資と彰子中宮との交渉に出て来る皇太后女房を全部紫式部と見、それが同年廿日に絶え、翌寛弘三年正月廿日にあらわれた取次は二位の中將（頼宗）であつたから、この頃は紫式部は退任していたが、『兼盛集』付載の頼宗集断簡によつて、その頃まもなく長和三年早春に死んだと判断されるとともに、書陵部の橋本義彦氏が、東洋文庫所蔵の「広橋本東宮御元服部類記」（鎌倉時代写本・伏見宮本）の、角田氏が「大日本史料」によつて引用されたのと同じ箇処である寛仁三年八月廿八日の条には、「源香子（御乳母）」とあり、「伏見宮御記録」所収の「光嚴院宸記」に引用の前条の箇処も、伏見宮本の原本には「源香子」とあることを発見されたことを報告し、これによると、敦良親王の乳母の香子は源氏で、紫

式部とは別人であることがハッキリ論証されたのである。角田氏のよられた『大日本史料』2の14に収められた「光厳院宸記」には、

一、宣旨御乳母人教事

寛仁

従四位下藤豊子

正五位下藤姫子宣旨

従五位上源涉子御乳母

同陰子乳母

藤能子式部

同香子同

従五位下藤明子同

とある。源と同一の草体の類似からの転訛である。なるほど、これなら香子は藤式部となり、同名異人でなければ、寛弘四年一月廿九日に掌侍に任じられた香子と一致して来るのである。それに山中氏も説かれたように、『源氏物語』、「初音」の巻の明石姫君の餅鏡の儀も、何も長和三年の禎子内親王のそれをモデルとしたとしないでも、『賀茂保憲女集』をみると、当時民間では老嫗も行なっていたのだというふうには、これを機会に、『源氏物語』の内容に、長和四・五年後に発生したと考えうる史実が全然ないかどうか再吟味して見る必要はあるが、今井氏の断案があった以上は、そういう叙事のある巻は、他人の統制となるのである。

しかし、一方角田氏が今井氏の結論を承服されるかどうかは疑問で氏は古写本といつても紫式部当時のものでないから、それは誤写だと反撃されるかも知れないし、また源香子の伝記を精査して、今井説を承認されるとしても、寛弘四年正月の条の掌侍藤原香子はやはり紫式部だと固執されるかも知れない。それにこの掌侍藤原香子の名は、あとの記録にちつとも見えないのはおかし

い。この香子は、『御堂関白記』には「藤香子」とあるから、藤は源の誤写だと逆に言えそうだが、『権記』には「藤原香子」とあるから、そうはいかぬ。ここが角田氏の強みだが、私は角田氏が「光厳院宸記」の源香子と同一人だという説には、心がひかれず。そこへ今井氏の藤原香子の掌侍除目には道長が自身関与することを洩り、源中納言俊賢が陣議できめたという説をもってゆくと、この藤原香子とは源姓で、藤原氏に養なわれていたのだらう。藤原氏の氏の長者たる道長が自身関与しなかつたのだらう。しかし、掌侍にはしたくて、源中納言に除目をまかせたのだとも思う。しかし、彼女が東宮の御乳母となり、典侍に陞むと、源姓に復したのではないかと思う。そこに何か「源氏物語」の王霊や薫やの物語に在る秘密があったと思う。

以上、長々と論述して来たが、じつは角田氏の大前提に、院・官・大臣家などに仕えるいわゆる女房が令制の「後宮職員令」に規定する尚侍・典侍・掌侍・女孺・命婦・女藏人をふくむ職階のなかにはポストを占むべきであったという考えがあった。ところが、紫式部などの場合は中宮の女房であり、中宮に陪して朝儀に列しても、それは中宮が朝儀に参せられるに必要な随員としてである。令制では、A妃・夫人・嬪、B官人朝儀に仕る、C内親王、女内侍以下の十二司に仕えるの女官の職階と定員、D親王・子の乳母、E諸氏貢女・采女などが規定してある。そうして命婦は通貴(五位以上)の女性で朝参(朔節日朝参也)。参見をゆるされるものをいい、更に内命婦は典侍・掌侍の職務をも代行し、天皇に常侍、奏請・

宣伝から勅使にまでなることは、中古の物語、草子に屢々見るところである。そうして、これは自分か夫が従五位以上という身分が先行するから、A・Cの系列に属し、Bの宮人とは異なるのである。ただし、その付則に東宮の宮人及び嬪以上の女監の規定があるが、これが撰関時代に發展して、いわゆる後宮女房の代表的なものとなり、その地位や待遇も内裏の女官に劣らぬものとなったとも言えるのである。角田氏は彼等の生活費について心配されるが、それは律令制の班田経済社会から撰関時代の荘園経済社会に転換していた事実を眼をおおわれているからである。道長の荘園が天下に満ちていて、立錫の余地もないという非難があった際のことだから、その家から出た后妃及びそれに仕える女房たちに事缺かすことはないのである。

なお、角田氏の主張される藤原道長妾説は、今井氏の前掲の論文で否定されておるし、今井氏が『紫式部集』の復元を試みようとして、あやまって「弥生ついたちの巳の日」を三月一日が巳の日とされたために起った配歌年序の混乱によって立論された藤原保昌愛人説など、種々問題が多いが、氏及び氏の属する古代協会が紫式部邸宅跡を盧山寺付近と考証し、紫式部顕彰碑を建立され、ここを紫式部研究及び『源氏物語』愛好者のメッカとしようとして計画・推進されつつあるのは、偉大であると思う。しかし、紫式部研究は科学的になされねばならず、多数の学者によってフランクに活発に討議されねばならないのである。そうしてこそ、学問は進歩するのであって、単に旧説を墨守したり、他の学者の批判に耳をかさず、誤った論証の上にスコラチックな論証をかさ

ね、学問を迷宮に陥れてはならないのである。角田文衛氏の紫式部本名——藤原香子説は天下を響動したが、それはいかに世間に『源氏物語』愛好者が多いか、それとともに新しい紫式部論、あるいは源氏学を求めているかの表徴であり、学界を刺戟したことも多大であり、私など古代の制度史に暗いものには、これだけの論考をもにするのにも、非常に調査に時日を要したのである。——道は遙かである。しかし、著実に急速に一歩々々前進しつつある。

付言 令制及び平安朝における命婦・内侍・女房の制度、及び紫式部邸宅跡については、井上英明氏、増淵勝一氏、高橋尚子氏らの精細で広汎な調査があり、その一部は井上英明氏によって昨年の九州大学における全国大学国語国文学会で、今井源衛助教授司会のもとに厳肅におこなわれた。それは近く再検討の上適當な研究誌に発表されよう。この論文でも、私は日頃尊敬する諸家に遠慮のない発言をしたが、諸家及び読者からの卒直なご教示を仰ぐの念が切である。私は丸山キヨ子女史の定運の新しい研究や、今井源衛氏の藤原為信伝の再検討から藤原実資と紫式部との関係が外祖父以来のものであることを知らされるので、紫式部の伝記の研究も新しい展開を予想されて来たからである。それに火を点じたのは、角田文衛教授なのだから、教授も諸氏の論文をよく検討され、冷静かつ懇切に私見にも批判を載げば、幸甚であるのみならず、氏の事業を更に光彩あるものとすると思う。初稿中『書陵部紀要』⁹⁷を頂き、橋本義彦氏の巻頭論文「外記日記と殿上日記」に広橋及び伏見宮家本の東宮御元服部類の精細な考証を見た。